

利根川支流域の水運

—鬼怒川水運と水海道河岸(下)—

松丸明弘

はじめに

利根川中流域には大きな二つの河川が結合している。鬼怒川と小貝川である。特に鬼怒川は、安永三(一七七四)年の河岸吟味において遡航終点である阿久津河岸から新宿河岸まで俗に鬼怒川四十八河岸と呼ばれる運上金徵収可能な河岸群が多数公認されていることからもわかるように、その水運は近世期から明治期、場合によっては昭和初期まで東北・北関東諸藩の廻米から始まりやがては商品經濟の進展に伴い諸物産の輸送まで広範囲にわたり大きな役割を果たしてきた。

この常総地域では、上流からまず三軒の回船問屋の存在が伺える小川河岸、高瀬舟への積み替え河岸としての役割を担っていたとされる久保田河岸、三軒の回船問屋の存在が伺え、特にそのひとつであつた森家は盛時には七〇余艘を動かし沿岸随一と言われたとされる宗道河岸、そして本稿で取り上げる水海道河岸、天保期以後成立とされる江島河岸などの河岸があつたとされている。

一般に河岸関係資料については、交通の主たる手段が陸上交通に移つていく段階で旧河岸問屋の没落とともに散逸する場合が多く発見收集が

困難であるが、今回水海道で回船問屋を営んでいたとされる五木田總衛門家の文書の一部が発見され、千葉県立関宿城博物館にて保存された。平成八年度の報告に引き続きこの五木田家文書を通して、鬼怒川水運と水海道河岸の諸相について貴重な史料紹介とともに若干の考察を加えることとする。

一 五木田家文書による鬼怒川水運の諸相

(一) 運賃・料金表による流通状況

この五木田家文書については既に関宿城博物館学芸員の島田洋氏が物資流通関係史料を中心として紹介している。⁽²⁾

まず、元文一(一七三七)年の「舟賃定」を紹介している。五木田宗右衛門を含む問屋仲間にによって下り荷物(水海道から江戸へ)登り荷物(江戸から水海道へ)の品目に応じての運賃が確定されておりこれを遵守すべきものとして明文化されている。下り荷物には猿島茶などの地域の特産物が記されており、逆に登り荷物には行徳塩や斎田塩のような内

陸部では生産することができない物資が記されており、水運が流通に果たした役割の重要性を物語つている。

また、五木田家文書には今で言うところの「運賃・料金表」が残されている。縦約五〇cm、横約一二〇cmにもなるうかという大きな一紙文書が二点あり、これらを紹介している。年号については不明であるが舟問屋仲間によってそれぞれ「酉八月」と「巳正月」と記され、それぞれ品目と数量単位とそれに見合う金額が書き出されている。「巳正月」の方の文書は前部が欠損しているのではないか。二点の史料から総合して考えると料金の項目については①藏鋪庭銭、②船よりの口銭、③運賃地廻り積場共、④□□運賃附、⑤登荷物運賃附、と四項目があることがわかる。

①の「藏鋪庭銭」とは荷物の保管料のことである。俵物一俵につき五文などと低額に設定されているようである。②の「口銭」は手数料のことと考えられるが、俵物一俵あたり五文とこれも低額である。この口銭については俵物と真木についてしか記載がない。③の「運賃地廻り積場共」とあるが、記載されている内容から考えるに近隣の河岸までの運賃とを考えられる。現在のタクシーのような可能な範囲であればどこへでも輸送するという形式ではないようである。例えば、「取手下行、百俵四貫文」と記載されていたり、「権現堂行、俵物銀六〇匁、粕百俵銀四十八匁」と記載されていたりする。また、近隣すべての河岸が記載されているわけではなく、例えば木下河岸、布施河岸などについての記載はない。おそらく行き先の河岸と輸送する品目について慣習的に五木田家の担当

分があつたものと考えるべきであろう。また明和・安永の河岸吟味の際に登録されていない河岸名、例えば長谷、木野崎、菅生などの河岸名も見られる。この史料はおそらく安永期以降のものであることは間違いない。また水海道からの「地廻り経済圏」は鬼怒川上流では宗道河岸、また利根川の結節点から下流は藤藏納屋河岸、また利根川を上流に遡り関宿から権現堂川に入り、上流にある権現堂河岸、また逆に関宿から江戸川に入り下流にある宝珠花河岸とかなり広範囲に及んでいることがわかる。④の「□□運賃附」の部分については□□の部分が剥離しており、判読不能部分であるが、島田氏は「江戸」と言う文字を入れられている。おそらく水海道からの江戸行き下り荷物の運賃であろう。水海道で生産されていた醤油や茶、あるいは水油などの特産物などが記されており、「茶一箇九貫目入 銀一匁」、「醤油三百樽 銀八十匁五分」などとの値段が設定されている。酒に関しては「酒十駄に付き銀二十五匁」などと「駄」が数量の単位となっている。⑤の「登荷物運賃附」は江戸からの登り荷物の運賃である。下り荷物が十三品目から十八品目であるのに対しても登り荷物は比較して三十品目に近く運ばれてきていたようである。中には「酒明樽」や「醤油明樽」のような樽の回収もある。また酒や醤油のような下り荷と同じ物が上り荷の中に見られる。塩として才田や赤穂などの名称が見られ全国規模の塩の流通網の存在を彷彿させる。塩は生活必需品であると同時に醤油の原料でもある。購入肥料である千鰯も記載されている。なにより確実に江戸との流通ルートが開かれて盛んに物資が行き来していたということになり、逆に江戸の商品経済圏に

組み込まれていたとも言える。

最後に「右之通従往古以仕来運賃藏鋪共相定申候。以来仲間者勿論船持迄猥りニ於取斗者相互説議之上相除申候心得違無之様相守可申候。船問屋仲間行事」（巳正月）と締め括っている。

（二）明細村鏡にみる戸口の状況

享和三（一八〇三）年の「明細村鏡」⁽³⁾には、当時の水海道村の村況が記録されている。五木田家は近世で名主役を勤めた家柄ではなく、従つて村政、土地、年貢関係の村落構造を知る手がかりとなる文書は収集された古文書の中には残存していない。五木田家文書の中で当時の水海道を知る史料はこの村鏡の写しだけということになる。

この村鏡の写しによれば、水海道村は日下新五郎、長田三右衛門、渡辺主斗の知行所による支配を受けている相合村である。それぞれに家数、人別について纏めたものが表1である。

三給からなるこの水海道村は、合わせて四三四軒、一二〇六五人の人口があつたことがわかる。物資の集散地として町場が発展していく多くの

人口を抱えることができたものと考えられる。

元禄三（一六九〇）年に幕府は江戸へ向けての領主荷物の津出河岸の改めをおこなっている。ここでは八十四の河岸が改められているが、この中に水海道河岸の名前が見受けられることからも水海道河岸はこのようないい活況が元禄期にはすでに見られるようになっていたものと推測される。

（三）議定に関する文書

問屋仲間で取り決められた議定書の類について、「水海道市史」の史料不足により『柏市史』を用いたが、こうした議定関係の文書が五木田文書に数点含まれており、一部を紹介したい。

規定

一今般舟中間一統議定取極候ニ付運賃之儀高下無之様可致並ニ例歳之通り正月七日船主參會之節日程無相違出會可致。尤も舟中妻より川口迄之間ニ罷居候處飛脚差出候而も御出會無御座候。御方様ハ飛脚錢

表1 水海道村の戸口

	家数	人別	内訳
日下知行分	169	890	男523、女354、医師8、山伏1、社人2、僧2
長田知行分	118	559	男322、女232、僧5、医師1
渡辺知行分	147	616	男333、女283
計	434	2065	

出典 村明細帳（享和3年）

ハ勿論その日の諸入用迄も差出し可被成様御承知下候。只又江戸積

問やにおひて不抱番舟ニ荷主方依頼荷物直々可相積候義者已來不相

成順之番船ニ積送り申候様可改候。然上者中間一統取極いたし候趣

癒以堅相守可申候以上

亥正月

船仲間行事(5)

一 積み荷内容（例「米十八俵 但し四斗入」など）

「右之通積荷送申候間着船次第改御受取可被下候以上」あるいは

「右之通荷物積送り申候間入津之砌御改受取可被下候以上」などの

一文が書かれている。

日付（「辰十月」など、年号まで入ることはほとんどないようである。）

送り主（「○○村あるいは○○河岸の誰々」印）

（四）送り状

宛先（「水海道河岸 五木田惣右衛門殿」とある。）

五木田家文書の中に数十点程度、送り状が残されている。積み荷とともに送り主と行き先などを明示したものである。数量分析ができるほどの量ではないが五木田家が取り扱った品々を垣間見ることはできる。書式はある程度決まっていることがわかる。基本的な書式は以下のようである。

五木田家に残されていた送り状の宛先はほとんどが五木田惣右衛門である。五木田家宛の送り状であるからこそ五木田家に残っていたものということになる。また、ほとんどの送り状から読む限りでは「そうえもん」は「惣右衛門」と表記されている。

送状之事

（この部分に荷を輸送する船の名、河岸名
「運賃江戸払」などと書かれている。）

大きめの一紙文書であるが、内容から毎年一月七日に船主を集めていたことがわかる。仕事初めということであろうか。また「不抱番舟」に直々に荷物を依頼することを禁じ直々に「番船」に積み送るよう指示している。逆に考えれば船仲間つまり河岸問屋の統制に応じないような船持層が存在していたということになる。基本的には河岸問屋を中心として流通機構を維持していくとする姿勢がこの規定にも見受けられるものである。

おわりに

元禄期以前より水運の繁栄により栄えた水海道の様子はこれまで具体的な河岸関係史料が散逸してしまっているためにほとんど不明という状況であったが、この五木田家文書により河岸問屋と流通状況の実態が一部照らし出されてきた。しかし、量的な点からは少々物足りないこともあり、実在が立証されたという所で足踏み状態である。今後も地道な史料探索を続けることに努力していきたいと考える。

註

- (1) 松丸明弘「利根川支流域の水運—鬼怒川水運と水海道河岸—(上)」
（『研究報告』創刊号、一九九七年、千葉県立関宿城博物館）
- (2) 島田洋「水海道五木田家文書について—物資流通関係史料を中心にして」
（『交通史研究』四十一号、一九九八年）
- (3) 五木田家文書
- (4) 「関八州伊豆駿河国廻米津出湊浦々河岸之道法並運賃貸付」（『徳川禁令考』（第六帙、五十三巻）
- (5) 五木田家文書

（千葉県立柏高等学校）